ＰＲ版

「冬の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路への転落死亡事故を防止するため、令和元年12月に策定された「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」に基づき、ソフト対策の一環として、「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、危険箇所の点検と広報啓発活動を強化しています。

１　時　期　年３回

冬　令和８年12月１日（火）～12月31日（木）
（降雪期に入り農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）

春　令和８年４月20日（月）～５月20日（水）
（農作業に向けた江ざらいや水路補修等で農業用水路周りでの作業が増える時期）
秋　令和８年８月20日（木）～９月20日（日）
（稲刈り前の草刈りなど農業用水路に近づく機会が多い時期）



転落事故防止看板

２　冬の強化期間の概要

（１）農業用水路危険箇所点検

・12月１日（火）に、土地改良区、地域住民、市町村、県、警察官が連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施
　新川農林振興センター：滑川市横道・中新地内（滑川警察署）
　富山農林振興センター：上市町極楽寺・釈泉寺地内（上市警察署）
　高岡農林振興センター：高岡市福田六家地内（高岡警察署）
　砺波農林振興センター：砺波市林地内（砺波警察署）
・必要に応じて、①危険箇所への進入を防止するための簡易な応急対策（トラロープやチェーン等）や、②注意喚起看板の付替え等を実施


富山県警察と連携した危険箇所点検

（２）ポスターのぼり旗の掲示など

・「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
・強化期間ポスターの掲示



のぼり旗


除雪用品売場での広報

（３）ＳＮＳ等を活用した広報・啓発

・富山県ホームページ、Ｘによる注意喚起
・広報・普及啓発チラシの配布

（４）関係機関等との連携

・「安全安心」「高齢者」「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
・その他、県・市町村・土地改良区等でのポスター看板等の掲示　など



ＳＮＳの活用

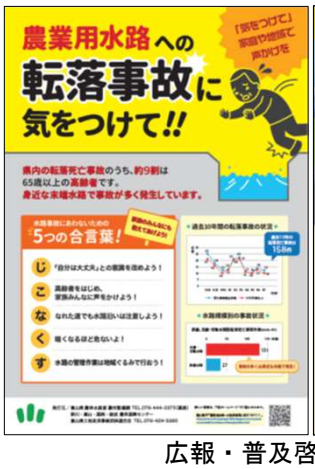



広報・普及啓発チラシ

12/1～12/31は「冬の転落事故防止強化期間」です。雪が降り用水路に近づく機会が多くなります。慣れた場所でも、自分は大丈夫と油断せずに注意しましょう。



冬の事故防止強化期間のポスター

［お問い合わせ先］　富山県農林水産部農村整備課（076-444-3375）
新川農林振興センター指導課（0765-22-9138）　高岡農林振興センター指導課（0766-26-8443）
富山農林振興センター指導課（076-444-4468）　砺波農林振興センター指導課（0763-32-8125）